

福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・
元気づくりサービスコース）・アイリスプランの取扱い

福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱い

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新※となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きができます。なお、退職にあたって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保険制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保険制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続きを行ってください。

退職（組合員資格喪失）後の取扱い

福祉保険制度は、令和5年10月31日まで保障が継続し、脱退のお申出がない場合は、自動更新※となります。

令和5年4月24日

令和5年5月～10月分の保険料の振替があります。



令和5年7月頃

更新日（令和5年11月1日）に関する福祉保険制度の案内書類をご自宅宛てに送付します。



令和5年10月23日

令和5年11月分～令和6年4月分の保険料の振替があります。



令和5年11月1日

更新日

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

(ご参考①) <制度別の継続加入可能年齢>

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢 84 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通)
傷病休職給付金	継続不可 (在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退)
入院費用給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通)
	保険年齢 22 歳まで更新継続可能 (こども)
特定疾病給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通)
元気づくりサードコース	保険年齢 84 歳まで更新継続可能

(注 1) ファミリー年金の死亡給付金は単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、

傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

なお、脱退に伴い未経過保険料がある場合は返金されます。

(注 2) 保険年齢は満年齢を基に、1 年未満の端数について 6 カ月以下は切り捨て、6 カ月超は切り上げた年齢をいいます。

例: 保険年齢 75 歳 = 毎年 11 月 1 日現在満 74 歳 6 カ月を超え、満 75 歳 6 カ月まで。

(ご参考②) <令和 5 年 10 月 31 日をもって、福祉保険制度を脱退した場合の配当金の取扱い>

1 毎年受取型の方

令和 3 年度分 (保険期間: 令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日) は令和 5 年 2 月頃、令和 4 年度分 (保険期間: 令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日) は令和 6 年 2 月頃に登録口座への送金又は郵便払出証書により還付されます。

2 毎年積立型の方

令和 6 年 2 月頃に登録口座への送金又は郵便払出証書により還付されます。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0 1 2 0 - 7 7 8 - 5 9 9	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	保険金の請求	0 1 2 0 - 6 6 0 - 9 9 8	

アイリスプランの取扱い

区分	退職後 継続	満 60 歳以上の退職者	満 60 歳未満の退職者
年金コース	不可	年度末時点で満 60 歳以上の退職予定者へは、12 月末頃に自宅宛に自宅宛にて退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。	退職により制度から脱退となりますので、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。
医療・日常事故 コース	可能	退職による手続きはありません。 医療・日常事故コースは 1 年満期の共済制度です。 医療入院コースは退職後も 90 歳まで更新することができ、66 歳から掛金が変わります。 日常事故補償コースは、年齢による掛金の変更もなく、一生涯継続することができます。 退職を機に内容変更及び、次年度の継続をしない場合は、毎年 10 月下旬に送付される満期のお知らせに同封の「契約変更届（毎年 11 月中旬頃に締切）」に必要事項を記入のうえ、送付してください。 また、年度途中の解約を希望する場合は教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。 住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（ハンドブック綴込みのはがき）」の該当欄に、記入、押印のうえ、送付してください。	満 60 歳以上の退職者と取扱いとは同じです。
介護保障コース	可能	退職による手続きはありません。掛金が月払いの場合は、掛金の払込みは 60 歳に達する年度で終了となります。住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（毎年契約内容のお知らせに同封のはがき）」の該当欄に記入、押印のうえ、送付してください。	

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0 1 2 0 - 4 9 1 - 2 9 4	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0 1 2 0 - 8 7 8 - 6 2 6	